

別 紙

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">用語の意義</p> <p>本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>法………租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）第 8 条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律をいう。</p> <p>令………内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（<u>平成 25 年政令第 115 号</u>）による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令をいう。</p> <p>規則……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（<u>平成 25 年財務省令第 22 号</u>）による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則をいう。</p>	<p style="text-align: center;">用語の意義</p> <p>本通達において、次に掲げる用語の意義は、別に定める場合を除き、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>法………租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）第 8 条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律をいう。</p> <p>令………内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（<u>平成 24 年政令第 106 号</u>）による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令をいう。</p> <p>規則……内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（<u>平成 24 年財務省令第 31 号</u>）による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則をいう。</p>

第2条（定義）関係  
（省略）

第5条（国外財産調書の提出）関係

5-1～5-6 （省略）

5-6の2 （有価証券の内外判定）

5-7～5-8 （省略）

5-9 （規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用）

5-10～5-14 （省略）

第6条（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係  
（省略）

表1（合計表）

第5条（国外財産調書の提出）関係

（有価証券の内外判定）

5-6の2 有価証券（相続税法第10条第1項第7号から第9号までに掲

第2条（定義）関係  
（同左）

第5条（国外財産調書の提出）関係

5-1～5-6 （同左）

（新設）

5-7～5-8 （同左）

5-9 （規則第12条第4項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用）

5-10～5-14 （同左）

第6条（過少申告加算税又は無申告加算税の特例）関係  
（同左）

表1（合計表）

第5条（国外財産調書の提出）関係

（新設）

げる財産に係る有価証券並びに同条第2項及び規則第12条第3項第2号から第4号までに規定する財産に係る有価証券をいう。以下この項において同じ。）の所在については、その年の12月31日における次の有価証券の区分に応じた場所により判定することに留意する。

(1) 金融商品取引業者等（令第10条第2項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所に開設された口座に係る振替口座簿（同条第2項に規定する振替口座簿をいう。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされている有価証券

当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所又は事務所の所在

(2) (1)以外の有価証券

相続税法第10条第1項第7号から第9号まで若しくは第2項又は規則第12条第3項第2号から第4号までのいずれかに規定する所在

(国外財産の価額の意義等)

5-7 国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして規則第12条第5項に規定する「見積価額」によるが、時価とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいう。

(国外財産の価額の意義等)

5-7 国外財産の価額は、時価又は時価に準ずるものとして規則第12条第4項に規定する「見積価額」によるが、時価とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価額）などをいう。

また、見積価額とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいう。

(見積価額の例示)

5-8 規則第12条第5項に規定する「見積価額」は、同項かつこ書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第一に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができる。

(1)～(10) 略

(規則第12条第5項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用)

5-9

- (1) その財産が規則第12条第5項に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産 ((2)において、「青色申告書に係る減価償却資産」という。) で、その用途が一般用及び事業用の兼用のものである場合には、その価額は、一般用部分と事業用部分に区分することなく規則第12条第5項かつこ書の規定を適用して計算した「減価償却資産の償却後の価額」によることとして差し支えない。
- (2) 青色申告書に係る減価償却資産以外の所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産の見積価額については、規則第12条第5項かつこ書の規定及び(1)に準じて計算した価額によることとして差し支えない。

また、見積価額とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいう。

(見積価額の例示)

5-8 規則第12条第4項に規定する「見積価額」は、同項かつこ書に規定する棚卸資産又は減価償却資産に係る見積価額のほか、規則別表第一に掲げる財産の区分に応じ、例えば、次に掲げる方法により算定することができる。

(1)～(10) 略

(規則第12条第4項に規定する見積価額のうち減価償却資産の償却後の価額の適用)

5-9

- (1) その財産が規則第12条第4項に規定する青色申告書を提出する者の不動産所得、事業所得又は山林所得に係る減価償却資産 ((2)において、「青色申告書に係る減価償却資産」という。) で、その用途が一般用及び事業用の兼用のものである場合には、その価額は、一般用部分と事業用部分に区分することなく規則第12条第4項かつこ書の規定を適用して計算した「減価償却資産の償却後の価額」によることとして差し支えない。
- (2) 青色申告書に係る減価償却資産以外の所得税法第2条第1項第19号に規定する減価償却資産の見積価額については、規則第12条第4項かつこ書の規定及び(1)に準じて計算した価額によることとして差し支えない。

<p>(外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法)</p> <p>5-11 令第10条第5項に規定する「国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算」は、次による。</p>	<p>(外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法)</p> <p>5-11 令第10条第4項に規定する「国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算」は、次による。</p>
--	--